

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48)（略）</p> <p>(49) (一)―(R)―ニ―アミノ―三―(三―ヒドロキシプロピルチオ)プロピオン酸（別名フドステイン）及びその製剤</p> <p>(50) 八―「(三R)―三―アミノピペリジン―一―イル」―七―(ブタ―ニ―イン―一―イル)―三―メチル―一―「(四―メチルキナゾリン―ニ―イル)メチル」―三・七―ジヒドロ―H―プリン―ニ・六―ジオン（別名リナグリプチン）及びその製剤</p> <p>(51) ニ―(六―「(三R)―三―アミノピペリジン―一―イル」―三―メチル―ニ・四―ジオキソ―三・四―ジヒドロピ</p>	<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48)（略）</p> <p>(49) (一)―(R)―ニ―アミノ―三―(三―ヒドロキシプロピルチオ)プロピオン酸（別名フドステイン）及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>(50) ニ―(六―「(三R)―三―アミノピペリジン―一―イル」―三―メチル―ニ・四―ジオキソ―三・四―ジヒドロピ</p>

リミジン―(二H)―イル〕メチル)ベンゾニトリル(別
名アログリプチン)、その塩類及びそれらの製剤

(52)
↳
(266)
(略)

(267) |
七―ジエチルアミノ―五―メチル―S―トリアゾロ〔一・
五―a〕ピリミジン(別名トラピジル)及びその製剤

(268) |
五―(一R)―二―〔(五・六―ジエチル―二・三―ジ
ヒドロ―H―インデン―ニ―イル)アミノ〕―ヒドロ
キシエチル〕―八―ヒドロキシキノリン―二(一H)―オン
(別名インダカテロール)又はその塩類の製剤であつて一個
中五―(一R)―二―〔(五・六―ジエチル―二・三―ジ
ヒドロ―H―インデン―ニ―イル)アミノ〕―ヒドロ
キシエチル〕―八―ヒドロキシキノリン―二(一H)―オン
として一五〇 μ g以下を含有するもの

(269) |
ジエチルスチルベストロール、ヘキセストロール、ジエネ
ストロール、ベンゼストロール、クロロトリアニセン、七―
メチルデヒドロドアシイ酸、二―〔パラ―(二―クロル―
・二―ジフェニルビニル)―フェノキシ〕―トリエチルアミ
ン(別名クロミフェン)、それらの塩類及びそれらの製剤。

リミジン―(二H)―イル〕メチル)ベンゾニトリル(別
名アログリプチン)、その塩類及びそれらの製剤

(51)
↳
(265)
(略)

(266) |
七―ジエチルアミノ―五―メチル―S―トリアゾロ〔一・
五―a〕ピリミジン(別名トラピジル)及びその製剤

(新設)

(267) |
ジエチルスチルベストロール、ヘキセストロール、ジエネ
ストロール、ベンゼストロール、クロロトリアニセン、七―
メチルデヒドロドアシイ酸、二―〔パラ―(二―クロル―
・二―ジフェニルビニル)―フェノキシ〕―トリエチルアミ
ン(別名クロミフェン)、それらの塩類及びそれらの製剤。

ただし、外用剤を除く。

(270) |
↳ (457) |
(略)

(458) |
(E) | — | 「ビス (パラフルオロフェニル) メチル」
| 四 | (三) フェニル | (二) プロペニル | ピペラジン (別名
フルナリジン)、その塩類及びそれらの製剤

(459) |
(N・N) | ビス (二) | 「ビス (カルボキシメチル) アミノ」
| エチル | グリシナト (五) | 亜鉛酸 (三) | 三ナトリウ
ム (別名ペンテト酸亜鉛三ナトリウム) 及びその製剤

(460) |
(N・N) | ビス (二) | 「ビス (カルボキシメチル) アミノ」
| エチル | グリシナト (五) | カルシウム酸 (三) | 三ナ
トリウム (別名ペンテト酸カルシウム三ナトリウム) 及びそ
の製剤

(461) |
(—) | (S) | — | N・N' | ビス (二) | ヒドロキシ | — | (ヒド
ロキシメチル) エチル | — | (二) | (四) | トリ | ヨード | — | (五) | ラ
クトアミドイソフタルアミド (別名イオパミドール) 及びそ
の製剤

ただし、外用剤を除く。

(268) |
↳ (455) |
(略)

(456) |
(E) | — | 「ビス (パラフルオロフェニル) メチル」
| 四 | (三) フェニル | (二) プロペニル | ピペラジン (別名
フルナリジン)、その塩類及びそれらの製剤

(新設)

(新設)

(457) |
(—) | (S) | — | N・N' | ビス (二) | ヒドロキシ | — | (ヒド
ロキシメチル) エチル | — | (二) | (四) | トリ | ヨード | — | (五) | ラ
クトアミドイソフタルアミド (別名イオパミドール) 及びそ
の製剤

(462) |
↳
(466) |
(略)

(467) |
(+)-ニ-ハ(-R) | 三-「ビス(一-メチルエチル)ア
ミノ」 | 一-フェニルプロピル | 四-メチルフェノール(一
別名トルテロジン)、その塩類及びそれらの製剤

(468) |
ビス(五-メトキシ-ニ-「(S) | (四-メトキシ-三
・五-ジメチルピリジン-ニ-イル)メタンスルフィニル」
| 一H-ベンズイミダゾール-一-イル) (別名エソメプラ
ゾール)、その塩類及びそれらの製剤

(469) |
ヒト下垂体細胞に由来するヒトTSH | cDNAの発現に
より、チヤイニ-ズハムスター | 卵巣細胞で産生される二百十
個のアミノ酸残基からなる糖たん白質 (別名ヒトチロトロピ
ン | アルファ (遺伝子組換え)) 及びその製剤

(470) |
↳
(633) |
(略)

(458) |
↳
(462) |
(略)

(463) |
(+)-ニ-ハ(-R) | 三-「ビス(一-メチルエチル)ア
ミノ」 | 一-フェニルプロピル | 四-メチルフェノール(一
別名トルテロジン)、その塩類及びそれらの製剤

(新設)

(464) |
ヒト下垂体細胞に由来するヒトTSH | cDNAの発現に
より、チヤイニ-ズハムスター | 卵巣細胞で産生される二百十
個のアミノ酸残基からなる糖たん白質 (別名ヒトチロトロピ
ン | アルファ (遺伝子組換え)) 及びその製剤

(465) |
↳
(628) |
(略)